

平成 29 年（行ウ）第 95 号 怠る事実の違法確認請求事件

原告 寺本 泰之 外 1 名

被告 豊橋市長 佐原光一

準備書面(1)

平成 29 年12月6日

名古屋地方裁判所民事第 9 部D 0係 御中

第 1 答弁書に対する反論

1 第 2, 1 について

「財産の管理を怠る事実」は地方自治法 237 条 1 項の「財産」について執行機関または職員が当該財産の財産価値を維持、保全すべき作為義務を負っているにもかかわらず、その作為義務を怠っていること（不作為）である。本件における被告の不作為を以下ア～ウで述べる。

ア、高齢者社会参加援護事業は、豊橋市が市内在住の 70 歳以上の高齢者の外出支援・地域活動への積極的な参加を促すために実施する事業である。被告は、毎年約 5,000 万円の予算を豊橋市議会に上程し、議会の議決を経て当該事業の実施に至っている。したがって当該事業のために豊橋鉄道株式会社より購入された

福祉回数券及びタクシー券は市の財産であり、これらが効率よく利用されているかどうかを検証する義務は、地方自治法第2条14項に照らし合わせれば必然的に被告には伴う。

福祉回数券には利用する期限がない。しかし、とりあえずもらっておいてそのまま眠らせてしまっているという高齢者は原告の聞き取った範囲では少なくない。この状態が何年も繰り返される。有効に生かされないままであって公金の無駄遣いである。

福祉回数券の実績調査は、高齢者社会参加援護事業が法2条14項に適う事業として成立するには必要不可欠である。

イ、中核市である豊橋市は、外部監査人による監査が義務付けられており平成11年度から実施している。包括外部監査とは、普通地方公共団体の長が、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の趣旨を達成するため、外部監査人の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約により行われる。外部監査人は議会の議決を経て任命される。平成26年度の外部監査人は、本件福祉回数券について「タクシー助成券は、利用実績に基づいた支払いが行われているが、福祉回数券についてはその購入価額は券面額の80%と一定である。この80%は制度導入当時の使用率である。現状は交付

された福祉回数券の使用実績を把握していないため、購入価額の80%の経済性が検証することができない。そのため電車、バスの運行業者に依頼して何らかの方法で福祉回数券の利用実績を把握すべきである。」と勧告した（甲1、154ページ）。その勧告があったにも拘らず担当職員は実績調査を行っていない。この行為は地方公務員法第32条（その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。）に違反する。財産の管理を怠り職務懈怠に該当する。

ウ、被告は、平成26年度包括外部監査結果及び結果に基づく措置の進捗状況のなかで、イでいう監査人の勧告に対して（甲10、番号62）利用実績の必要性を認識している。それにもかかわらず今日（平成29年12月4日）に至るまで利用実績調査を行っていない。

以上ア、イ、ウより被告が、福祉回数券の供給者である豊橋鉄道株式会社に対して、当該福祉回数券の使用実績を行わず当該事業導入時の利用実績をそのまま使用し続けていることは、職務懈怠に該当する。

したがって原告の請求は適法である。

2、第4、2の(1)のウの（イ）について

ア、被告は、「福祉回数券の使用率だけではなく事業者の対応方法、採算性など様々な要素を考慮し、事業者と協議を踏まえ価格協定をしているのであり、単に福祉回数券の購入価格を券面額の80%とした根拠が制度導入時の利用率のみに基づくものではない。」と主張する。しかし、それを証明する協議議事録も契約書も提示されていない。

また、原告の寺本は、当該外部監査人の勧告を踏まえて豊橋市議会定例会の一般質問において平成28年6月議会から平成29年6月議会の5回、1年余に亘って福祉回数券の実績調査について質問したが、上記の被告の主張について被告が答弁で説明されたことは一度もない。福祉回数券の実績調査の困難さを主張するのみであった(甲2)。そのこと以外に原告への説明は全くない。原告は市会議員であることから、住民への説明もないことになる。再三の質問に対して被告は「調査は困難である。」を繰り返した。しかし豊橋市は、高齢者社会参加援護事業の目的達成及び予算の効率的執行の観点から利用実績把握の必要性がある旨を認識している(甲11 4ページ)。その事実を踏まえて原告らは監査請求に至った。ところが監査結果には、監査委員が被告に聞いたら「使用率だけでなく事業者の対応方法、採算性など様々な要素を考慮し、事業者との協議を踏まえて価額を決定している。」と述べたとするのみで、その事実確認については説明されていない。価格協定に至る協議の議事録も示されていない。単に主張しているだけで証

明されたわけではない。被告は、前記主張を証明する協議の議事録を提出して説明責任を果たすべきである。

このことについて監査委員は、市の包括外部監査人への説明不足を指摘している、と主張しているが、主張したことが「事業者と協議を踏まえ価格協定をしているのであり、単に福祉回数券の購入価格を券面額の80%とした根拠が制度導入時の利用率のみに基づくものではない。」ことを証明するものでもない。

いずれにしても被告が「制度導入時の利用率のみに基づくものではない。」と主張していることが立証されたとしても、「利用率のみではない」としていることは福祉回数券購入価格に制度導入時の利用率が価格に影響していることは明らかである。

3、第4， 2の(2)のアについて

ア、被告は、「豊橋市は調査をしないと答弁した」との部分を否認し、「調査は大変難しいと答弁したに過ぎない」と主張する。しかし、「調査は大変難しい」から調査していないのであるから「調査をしない」と同意である。

4、第4， (2)のコ、サについて

ア、被告は、域内生活路線維持費補助金の対象は豊橋市内のみを走る乗合バスが対象であり、乗降調査は回数券という項目で調査して

おり、一般回数券、福祉回数券の区分まで仕訳けているわけではない、とした。だから福祉回数券の実績調査は把握できるものではない、と主張する。この主張は全くの誤りである。

アー1 原告は、域内生活路線維持費補助金の申請にあたりバス運行会社である豊鉄バス株式会社ではどのような資料を豊橋市に提出しているかを情報公開請求しその利用状況を提出した（甲9）。

被告は、これら乗降調査は補助金申請に必要なとする路線のみであるから全路線の利用状況を把握することは困難である、と主張する。

しかし原告は、バス運行業者である豊鉄バス株式会社の内部者の聞き取りから、全路線に亘って乗降調査を行っていることが分かった。

確かに域内生活路線維持費補助金の申請のための乗降調査は、調査対象に限りはあるが、こうした乗降調査は行われているはずである。

その意味で提出した。この場合乗降調査というよりも当日の売り上げ計算である。これは民間業者ではどこでもやることで、当日の売り上げを民間業者が計算しないほうがおかしい。当日の売り上げ計算は民間では常識である。

アー2 また被告は、例年6月の乗降調査（各対象路線につき2日分）に基づき、と述べることであたかも2日間のみ乗降調査をしているかの印象を与えるが、申請に必要な資料は2日分としてもバス運行会社は売り上げ計算を毎日行っている。このことも豊鉄バス株式会社の内部者から聞いている。

アー3 被告は、「回数券」とだけ区分されているだけなので実績調

査は困難と主張する。これについても原告が聞き取り調査を行ったところ、毎日の集計は一般回数券と福祉回数券は区分して集計されていることがわかった。

以上ア1～3から、バス運行会社に福祉回数券の利用実績を知る方法を問えば簡単にその方法は見つかるはずである。被告は、その「聞く」ことさえもしない。被告の職責懈怠は免れない。

イ 豊橋市では、域内生活路線維持費補助金制度の担当は都市交通課である。平成28年10月3日～平成28年11月30日豊橋市監査委員は都市交通課の定例監査を行っている（甲12）。その時財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について監査しているが、この監査にあたり、すでに包括外部監査より福祉回数券の利用実績調査をするように勧告を受けていたのであるから、なぜ福祉回数券の実績調査が困難なく行えることに気が付かなかったのか疑問である。

豊橋市監査委員については、被告の「福祉回数券供給者と協議の末80%に決定した」という言葉のみを信用するなど、その対応には不公平性がある。

したがって提訴した。

第2 まとめ

福祉回数券については、利用実績調査が行われ、地方自治法第2条14項に照らし福祉回数券の購入契約が実績に基づいた枚数に基づき行われるようになることで、はじめて財政の健全化が行われる。

実績調査を行わない限り財政の健全化が行われているとは言えない。

福祉回数券の実績調査を行わない被告の行為は財産の管理を怠っており、職責懈怠はあきらかである。

添付書類

準備書面（1）副本	1通
甲号証写し	各1通

